

みえ次世代育成応援ネットワークマスコットキャラクター
「みっふる」デザイン等使用規程

(趣旨)

第1条 この規定は、みえ次世代育成応援ネットワーク（以下「ネットワーク」という）のマスコットキャラクター「みっふる」及びそのファミリー（以下「みっふる」という）のデザイン及び名称等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の意義は、次号に定めるとおりとする。

(1) デザイン等 みっふるの画像、イラスト、立体物又はこれらに準ずるもの及び名称

(みっふるの使用申請)

第3条 みっふるのデザイン等を使用する者は、予め様式第1号をネットワークの代表に提出しなければならない。

2 みっふるのデザイン等の使用承認にあたっては様式第2号によるものとし、承認にかかる必要な条件を付すことができる。

3 みっふるのデザイン等の使用を承認しない場合は、様式第3号により申請者に通知するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ネットワークの許可を要しない。

(1) 三重県子ども・福祉部少子化対策課が使用するとき

(2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき

(みっふるの使用承認)

第4条 ネットワークの代表は、前条の規定による申請が次の各号に該当する場合を除き、使用を承認することとする。

(1) マスコットキャラクターのイメージを損なうとき。

(2) ネットワークの活動を妨げるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあるとき。

(3) 画像の使用に当たって、原図案に大きな変更を加えようとするとき。

(4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(5) その他、公益上又は著作権管理の観点等からみっふるの使用について不適當であると認めるとき。

(デザイン等使用料)

第5条 みっふるのデザイン等使用料は、無償とする。

(使用禁止及び許諾の解除)

第6条 ネットワークの代表者は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正

を申し入れ、又は、使用を禁止し、若しくは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき
- (2) 第3条第2項の条件に反したとき
- (3) 次条に定める遵守事項を遵守しないとき
- (4) 是正の申入れを行った後、是正される見込みがないとき

2 ネットワークは前項の規定による使用禁止又は使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 みっふるのデザイン等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用すること
- (2) 承認された使用权を譲渡又は転貸しないこと
- (3) 原則として物品には「みえ次世代育成応援ネットワーク マスコットキャラクターみっふる」と表記を付すること。なお、これにより難しい場合は別途協議を行うこととする。
- (4) 第3条第2項の条件を付された場合はそれに従うこと
- (5) 承認を得て製造した物品の完成品は速やかにネットワークに提出すること。なお、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(ネットワークの責任)

第8条 みっふるのデザイン等の使用により使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対して、ネットワークは一切の責任を負わない。

(着ぐるみの使用)

第9条 ネットワークが所有しているみっふるの着ぐるみの使用については、別に定める規程によるものとする。

(事務の所管)

第10条 この規程にかかる事務は、三重県子ども・福祉部少子化対策課において所管するものとする。

附 則

この規定は、平成30年9月3日から適用する。

この規程は、令和2年10月1日から適用する。